## 川崎市麻生区選挙管理委員会告示第22号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年10月12日

## 川崎市麻生区選挙管理委員会 委員長 関 口 茂

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市麻生区役所4階会議室	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	10月13日から
川崎市麻生区役所 柿生分庁舎 1階ホール	川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号	10月25日まで